

# 新マルキン事業（肉用牛肥育経営安定特別対策事業）

## と養豚経営安定対策事業の骨子案

### 1 新マルキン事業（肉用牛肥育経営安定特別対策事業）

#### （1）対象者：肉用牛肥育経営者

- ① 大企業：現行どおり対象外
- ② 農協直営牧場：法人化又は経営移譲を前提に対象
- ③ 途中加入：現行どおり認めない（新規参入者の加入は可）

ただし、新事業であることから、平成21年度までに途中解約した人も加入は可。

#### ④ エサ・コンプライアンス：これまでどおり適用

エサ・コンプライアンスとは、制度の安定化及び借入金の返済を円滑にするため、配合飼料価格安定制度への継続加入等を要件とするもの

#### （2）補てん対象牛

- ① 品種：肉専用種、交雑種及び乳用種の3区分のみ
- ② 補てん対象の枝肉規格：全規格

#### （3）補てん金算定のための枝肉価格の指標

- ① 指標対象市場：28市場（農林水産省統計部公表）
- ② 指標対象規格：全規格

（4）生産者積立額…直近の収益性が最も低下した場合に補てんが可能な金額を積算。

肉専用種：32,800円/頭（国費を含む額 131,200円/頭）

交雑種：27,800円/頭（国費を含む額 111,200円/頭）

乳用種：15,000円/頭（国費を含む額 60,000円/頭）

#### （5）販売を証する書類の保管

- ① 補てん対象肥育牛は、4月1日から販売される肥育牛であるが、契約生産者は、販売を証する書類を県団体に提出することが必要
- ② 契約生産者は、販売を証する書類を保管することが必要

## 2 養豚経営安定対策事業

### (1) 対象者：養豚経営者

(**耕畜連携、エコフィードの活用等の取組に努めようとする者**)

- ① 大企業：新マルキン事業との整合性をとって対象外
- ② 農協直営牧場：法人化又は経営移譲を前提に対象
- ③ 途中加入：新マルキンとの整合性をとって認めない
- ④ エサ・コンプライアンス：これまでどおり適用
- ⑤ 耕畜連携、エコフィードの活用等の取組：計画書に努力する旨を記載

### (2) 補てん対象豚

- ① 契約頭数：平成20年度の出荷頭数と同程度
- ② 補てん対象の枝肉規格：全規格

### (3) 補てん金算定のための枝肉価格の指標

- ① 指標対象市場：28市場（農林水産省統計部公表）
- ② 指標対象規格：「並」規格以上

### (4) 生産者積立金

生産者の積立額：580円/頭（国費を含む額1,160/頭）

### (5) 販売等を証する書類の保管

- ① 補てん対象肉豚は、4月1日から出荷される肉豚であるが、契約生産者は、販売等を証する書類を県団体に提出することが必要
- ② 契約生産者は、販売等を証する書類を保管することが必要

### (6) 補助金交付ルートへの追加（直接交付方式のモデル実施）

県団体が事業実施主体となっていない県の生産者に対する公平性を確保する観点から、既存の補助金の交付ルート（公募団体を通じた補助金の交付ルート）に加え、(独)農畜産業振興機構から養豚農家へ直接交付する仕組みを追加する予定（現在、関係機関と調整中）。